

「議案第74号 川崎市住民投票条例の制定について」に対する修正案の
提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の2及び川崎市議会会議
規則第16条の規定により提出いたします。

平成20年6月17日

川崎市議会議長 楠木茂哉様

提出者	川崎市議会議員	竹間幸一
	〃	市古映美
	〃	佐野仁昭
	〃	宮原春夫
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	猪股美恵

「議案第74号 川崎市住民投票条例の制定について」に対する修正案

「議案第74号 川崎市住民投票条例の制定について」の一部を次のように修正する。

第2条第1項中「、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし」を削り、同条第2項中「又は議会若しくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項」を削り、同条第3項第5号中「適当でない」との次に「明らかに」を加える。

第4条第1項中「10分の1」を「20分の1」に改める。

第6条第1項中「当該事項が重要事項であること及び」を削り、同条第2項中「住民投票に付そうとされる事項が重要事項であること及び」を「事項が」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第3項中「10分の1」を「20分の1」に改める。

第7条第3項を削り、同条第4項ただし書を削り、同項を第3項とする。

第8条第1項中「前条第4項」を「前条第3項」に改め、「(同項ただし書の規定が適用される場合には、市の区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。)」を削る。

第11条を削る。

第12条第1項中「第4条第2項」を「第4条第1項若しくは第2項」に、「前条に規定する協議を経た」を「同条第3項の規定により自ら発議する」に改め、ただし書を削り、同条第2項中後段を削り、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、前項の規定による告示の日から90日を超えない範囲内において住民投票の期日を定めるものとする。

第12条中第4項を削り、同条第5項を第4項とし、同条第6項中「告示の日以後、」の次に「当該住民投票の期日に本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、神奈川県議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙が行われるときその他」を加え、同項を第5項とし、同条を第11条とする。

第13条第1項中「付議事項」を「住民投票に付されている事項(以下「付議事項」という。)」に改め、同条を第12条とする。

第14条第1項中「第17条」を「第16条」に、「第24条」を「第23条」に改め、同条第2項中「第21条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条第4項を削り、同条第5項第3号を削り、同項を第4項とし、同条を第13条とする。

第15条第1項中「第12条第5項」を「第11条第4項」に、「同条第6

項」を「同条第5項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を第3項とし、同条第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げ、同条を第14条とする。

第16条中「第21条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とする。

第18条第1項中「(第15条第3項の規定により選挙人名簿をもって投票資格者名簿に代えた場合にあつては、当該選挙人名簿を含む。以下同じ。)」を削り、同条を第17条とする。

第19条中「第21条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第20条を第19条とする。

第21条中「第26条」を「第25条」に改め、同条を第20条とする。

第22条を第21条とし、第23条から第29条までを1条ずつ繰り上げる。

提 案 理 由

住民投票条例を市民にとって真に使いやすいものにするため修正するものである。